

令和3年9月10日

生徒・保護者 各位

福島県立白河旭高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応の継続について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、9月9日（木）に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添資料のとおり「福島県非常事態宣言」が令和3年9月30日（木）まで延長されることが示されました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を“レベル2”として継続し、本校では、依然として県内の感染状況が予断を許さない状態であることを踏まえ、下記のとおり適切な感染症対策を一層徹底した上で学習活動を実施しますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

記

- 1 対象期間 令和3年8月8日（日）から9月30日（木）まで
- 2 対象期間における対応
 - （1）感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）については、停止します。
 - （2）不要不急の往来を控えます。都道府県間、特に緊急事態措置区域等との往来を控えます。
 - （3）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とします。
 - （4）部活動及び対外的な交流活動における感染症対策について
 - ① 感染リスクの高い活動を除いて実施します。
 - ② 活動前後及び下校時等に会食することを控え、会話の際はマスクを着用します。
 - ③ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止します。
 - （5）学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察を徹底します。
 - ② 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化します。
 - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的に実施します。
- 3 家庭における基本的な感染症対策について
 - （1）感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人とやむを得ず一緒に過ごす場合や同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においても、マスクの着用などの対策を行ってください。
 - （2）家庭内の衛生環境の保持に努め、規則正しい生活を心がけてください。
- 4 その他
 - ・今後の対応や予定の変更等については、学校HPや一斉メール等で随時連絡します。

（事務担当 教頭 Tel 0248-22-2535）

福島県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言 延長

(令和3年8月8日～9月30日)

15

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置			重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期間	令和3年 8月8日(日) ～9月30日(木)	令和3年 8月23日(月) ～9月30日(木)	令和3年 8月26日(木) ～9月30日(木)	令和3年8月8日(日) ～9月30日(木)
適用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項			特措法第24条第9項

令和3年9月9日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

16